◎新潟県告示第700号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月12日

新潟県知事 花角 英世

1 名称

株式会社 建築構造センター

2 変更した内容

- XX 07C13H		
変更事項	変更前	変更後
構造計算	長野事務所	長野事務所
適合性判	長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル	長野県長野市南県町1082番地 ND南県町ビル5
定の業務	5階	階
を行う事	佐賀事務所	佐賀事務所
務所の所	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 SONIC	佐賀県佐賀市駅前中央一丁目5番10号 朝日生
在地	佐賀駅前ビル704号室	命佐賀駅前ビル3階
	長崎事務所	長崎事務所
	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル2階

3 変更する年月日

令和2年5月28日